奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理手数料減額免除取扱要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例(平成 20 年 条例第 30 号。)第 10 条第 2 項及び奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条 例施行規則(平成 20 年規則第 38 号。以下「規則」という。)第 9 条の規定に基づき、 一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)の減額又は免除(以下「減免」 という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免対象となる者)

第2条 処理手数料の減免対象者は、奥州市及び金ケ崎町(以下「構成市町」という。) 内において発生した火災、風水害等により、被害を受けた住宅(以下「被災住宅」とい う。)に現に居住している者とする。

(減免対象となる被害)

- 第3条 被災住宅の被害が、次の各号のいずれかに該当するものを減免対象とする。
 - (1) 火災にあっては、消防署が発行するり災証明書により、被災住宅が全焼、半焼、一部焼失又は焼損の被害(消火活動に伴う水損被害を含む。)を受けたと認められるもの
 - (2) 火災以外の災害にあっては、構成市町が発行するり災証明書等により、被災住宅が全壊、半壊、一部損壊又は床上浸水の被害を受けたと認められるもの
- 2 店舗その他の併用住宅の場合は、生活の用に供する部分において、前項各号のいずれ かに該当するものを対象とする。

(減免対象となる廃棄物)

- 第4条 被災に伴う処理手数料の減免の対象となる一般廃棄物は、次の各号に掲げる自宅 の区分に応じ、当該各号に定める物とする。
 - (1) 持家 家財道具、生活用品及び家屋の燃え殻
 - (2) 借家 借主が所有する家財道具及び生活用品 (減免申請)
- 第5条 被災に伴う処理手数料の減免を受けようとする者は、規則第9条第2項に規定する手数料減額(免除)申請書(様式第4号)に、消防署又は構成市町が発行するり災証明書等を添えて管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、被災に 伴う処理手数料の減免を決定するものとする。

(一般廃棄物の搬入)

第6条 前条第2項の規定により被災に伴う処理手数料の減免の決定を受けた者は、被災 に伴う一般廃棄物を胆江地区衛生センターへの搬入基準に基づいて分別した上で搬入す ることができる。ただし、胆江地区衛生センターが受け入れることができない物は、搬 入することができない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、被災による処理手数料の減免に関し必要な事項は 、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日より施行する。